



# 山形県公報

平成24年8月14日(火)  
第2368号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……981
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……982
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において  
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により指定を受けたものとみな  
された指定一般相談支援事業者……………(村山総合支庁福祉企画課) ……同
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において  
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により指定を受けたものとみな  
された指定障害児通所支援事業者……………(同) ……983
- 同……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(生産技術課) ……984
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……985
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……986

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(教育委員会) ……同

## 告 示

### 山形県告示第814号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地                | 指定年月日      |
|--------------|---------------------------|------------|
| 川西訪問看護ステーション | 東置賜郡川西町大字下奥田字穴澤平3796番地20号 | 平成24. 5. 1 |
| ヤマザワ調剤薬局松見町店 | 山形市松見町16番5号               | 同 7. 1     |

## 山形県告示第815号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地  | 廃止年月日      |
|------------------|-------------|------------|
| ドラッグヤマザワ松見町店調剤薬局 | 山形市松見町14番3号 | 平成24. 5. 6 |

## 山形県告示第816号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされた者は、次のとおりである。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                 | 事業所の名称及び所在地                             |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂字川原4687番地             | 向陽園地域生活支援センター心音<br>山形市深町二丁目2番22号        |
| 社会医療法人二本松会<br>山形市桜町2番75号                   | 地域活動支援センターおーる<br>山形市城南町二丁目4番25号         |
| 社会福祉法人山形市社会福祉協議会<br>山形市城西町二丁目2番22号         | 山形市社会福祉協議会障がい者相談支援事業所<br>山形市城西町二丁目2番22号 |
| 社会福祉法人山形市社会福祉事業団<br>山形市蔵王半郷1366番地の2まんさくの丘内 | 指定相談支援事業所まんさく<br>山形市蔵王半郷1366番地の2        |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号          | ゆあーず<br>山形市江俣一丁目9番26号                   |
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク<br>山形市あこや町三丁目11番7号 | デイサポートセンターアイアイ<br>山形市あこや町三丁目11番7号       |
| 特定非営利活動法人一歩・一歩の会<br>山形市深町一丁目9-14番地         | 指定障害福祉サービス事業所ハーモニー<br>山形市深町一丁目9-14番地    |
| 社会福祉法人さくらんぼ共生会<br>寒河江市南町三丁目3番31号           | サポートハウス「かぼちや」<br>寒河江市大字寒河江字内の袋55番地7     |
| 特定非営利活動法人エッセンシャルケアセンター<br>天童市東長岡三丁目6番3号    | エッセンシャルケアセンター<br>天童市東長岡三丁目6番3号          |
| 社会福祉法人天童まいづる会<br>天童市大字矢野目2215番地            | 相談支援事業所きらり<br>天童市大字矢野目2215番地            |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号          | ういんず<br>西村山郡河北町谷地己56番地の8                |
| 特定非営利活動法人ひだまりの家かほく<br>西村山郡河北町谷地丁45番地の4     | 地域活動支援センターひだまり<br>西村山郡河北町谷地丁45番地の4      |

## 山形県告示第817号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項の規定により、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けたものとみなされた者は、次のとおりである。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                | 事業所の名称及び所在地                            |
|--------------------------------------------|----------------------------------------|
| 特定非営利活動法人障害者の地域生活を支援する会<br>山形市鉄砲町三丁目1番31号  | 児童デイサービスセンターぷち・ぐ〜<br>山形市鉄砲町三丁目1番31号    |
| 同                                          | サポートスクエアぱおぱお<br>山形市円応寺町7番10号           |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂字川原4687番地             | 向陽園児童デイサービスぷるぷる<br>山形市桜田東二丁目3番8-5号     |
| 特定非営利活動法人山形親子療育支援ネットワーク<br>山形市あこや町三丁目11番7号 | すぎの子教室<br>山形市小白川町二丁目3番47号 山形市福祉文化センター内 |
| 同                                          | デイサポートセンターアイアイ<br>山形市あこや町三丁目11番7号      |
| 特定非営利活動法人発達支援研究センター<br>山形市小荷駄町2番7号         | ワクワク指定児童デイサービス事業所<br>山形市小荷駄町2番7号       |
| 特定非営利活動法人アジェンダやまがた<br>山形市木の実町11番32号        | 音楽なかまプリモ<br>山形市七日町二丁目1番6号 イーナズビルB棟203  |
| 社会福祉法人さくらんぼ共生会<br>寒河江市南町三丁目3番31号           | ころころ遊園<br>寒河江市南町三丁目3番31号               |
| 特定非営利活動法人こども総合研究所<br>上山市権現堂字北の山353-2番地     | あしたのこどもクラブ<br>天童市北久野本二丁目2番7号           |
| 社会福祉法人村山市社会福祉協議会<br>村山市中央一丁目5番24号          | 村山市社会福祉協議会放課後等デイサービス<br>村山市中央一丁目6番5号   |

## 山形県告示第818号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第2項の規定により、児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けたものとみなされた者は、次のとおりである。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                |
|-----------------------------------------|----------------------------|
| 社会福祉法人牧人会<br>福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158番地1 | 山形ひかり学園<br>上山市金谷字金ヶ瀬1111番地 |

## 山形県告示第819号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                              | 障害児通所支援の<br>種類 | 廃止年月日      |
|---------------------------------------|------------------------------------------|----------------|------------|
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂字川原4687番<br>地    | 向陽園児童デイサービスぷるぷる<br>山形市桜田東二丁目3番8-5号       | 児 童 発 達 支 援    | 平成24. 4. 1 |
| 社会福祉法人村山市社会福祉協<br>議会<br>村山市中央一丁目5番24号 | 村山市社会福祉協議会放課後等デ<br>イサービス<br>村山市中央一丁目6番5号 | 児 童 発 達 支 援    | 同          |

**山形県告示第820号**

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業（総トン数15トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。）及び小型定置漁業
- 2 (1) 加入区の名称  
鶴岡市由良加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市由良の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業、小型いか釣り漁業及び小型定置漁業
- 3 (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業及び小型定置漁業
- 4 (1) 加入区の名称  
鶴岡市鼠ヶ関加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業、小型定置漁業及びばいかご漁業

**山形県告示第821号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
南陽市
- 2 調査を行った期間  
平成9年5月23日から  
平成11年2月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
法師柳、長瀬、西落合、池黒及び漆山の各一部

- 5 認証年月日  
平成24年8月6日

#### 山形県告示第822号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、太鼓胴土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 沓 澤 倉 吉 | 最上郡真室川町大字大沢1380番地 |
| 同        | 佐 藤 正   | 同 1055番地          |
| 同        | 新 田 良 広 | 同 1369番地          |
| 同        | 佐 藤 正 志 | 同 1390番地          |
| 同        | 小 野 伸 也 | 同 2385番地          |
| 監 事      | 庄 司 寛   | 同 1378番地          |
| 同        | 佐 藤 喜 浩 | 同 1066番地          |

#### 山形県告示第823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、太鼓胴土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 沓 澤 倉 吉 | 最上郡真室川町大字大沢1380番地 |
| 同        | 佐 藤 正   | 同 1055番地          |
| 同        | 新 田 良 広 | 同 1369番地          |
| 同        | 佐 藤 正 志 | 同 1390番地          |
| 同        | 小 野 伸 也 | 同 2385番地          |
| 監 事      | 庄 司 寛   | 同 1378番地          |
| 同        | 佐 藤 喜 浩 | 同 1066番地          |

## 山形県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年8月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 菅里直世下野沢線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町当山字森ノ下134番1から  
同 北目字中瀬1番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年8月14日

## 公 告

山形県あかねヶ丘陸上競技場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年8月14日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 山形県あかねヶ丘陸上競技場
  - (2) 所在地 山形市あかねヶ丘二丁目4番1号
- 2 指定の期間  
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、サービスの向上又は効率的な運営を図るうえで必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各法人等についても、応募資格の要件を満たすこと。
  - (1) 県内に主たる事務所を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成24年8月14日（火）から同年9月24日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県教育庁スポーツ保健課 庶務担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2561
- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

- (2) 募集要項の配布期間は平成24年8月14日（火）から同年9月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、配布場所は4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの教育庁スポーツ保健課のページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成24年8月14日印刷  
平成24年8月14日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056